

タクシー「運送約款」変更のお知らせ

いつも名鉄タクシーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

平成29年10月からタクシー「運送約款」の一部を変更いたしましたのでお知らせいたします。

運送約款変更の必要性

近年、公共交通機関における乗務員へのハラスメント行為(暴言・暴力・過度な要求・セクシャルハラスメント行為など)が増加傾向にあり、安全な運行を阻害する事案も発生しております。

このため、タクシー車内でのハラスメント行為に厳正に対処できる体制を整えるため運送約款の一部を変更いたしました。

乗務員が安全に乗務できる環境を整えるとともに、タクシーに「より快適」で、「安心」してご乗車いただける車内環境をご提供できるよう努めてまいります。

お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

運送約款変更箇所

- タクシー車内での喫煙行為への対応をより明確にするとともに、喫煙行為により生じた損害について賠償を求めることを明記いたしました。
- タクシーご利用時のハラスメント行為(セクハラ、モラハラ、暴言・暴力)に対する対応を明確化し、これにより生じた損害の賠償、慰謝料の請求について追加しました。

平成29年10月吉日
名鉄東部交通株式会社